

目次

- 2.1. 概要
- 2.2. 食品添加物の定義および機能用途分類
- 2.3. 認可食品添加物および最大使用基準値
- 2.4. 食品添加物としての使用を禁止された物質
- 2.5. 食品添加物の規格・基準
- 2.6. 新規食品添加物の申請・評価・認可
- 2.7. 食品への食品添加物の表示

2.1. 概要

食品添加物は、国家食品法（1997年、2013年）に従って規制される。現在、食品添加物の使用に関する細則は存在しない。

2.2. 食品添加物の定義および機能用途分類

国家食品法（1997年、2013年）は、添加物を以下のように定義する：

「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、または着色および着香のための成分を指す」。

食品添加物に関する国家規制が存在しないため、食品添加物に対する機能用途分類は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（GSFA）（Codex ST AN 192-1995）に従う。

2.3. 認可食品添加物および最大使用基準値

ミャンマーには現在、認可食品添加物および最大使用基準値を規定する国家規制または規格は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）が主要参考資料として用いられる。

2.4. 食品添加物としての使用を禁止された物質

ミャンマーには現在、食品添加物としての使用を禁止された物質の規定リストは存在しない。

2.5. 食品添加物の規格・基準

ミャンマーには現在、食品添加物の規格および基準に関する国家規制は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックス委員会やJECFAなどの国際機関が規定した規格および基準が主要参考資料として用いられる。

2.6. 新規食品添加物の申請・評価・認可

既存の規制には新規食品添加物の評価および認可に関する明確な手順は存在しない。

2.7. 食品への食品添加物の表示

ミャンマーには現在、食品に使用される食品添加物の表示に関する国家規制は存在しない。そのため、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。